

神戸市消費者包装の適正化の指導に関する要綱

(昭和58年3月25日市民局長決定 最終改正：令和元年10月1日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市民のくらしをまもる条例（平成17年4月条例第2号。以下「条例」という。）第26条第1項に規定する消費者包装（以下「消費者包装」という。）について、同条に規定する過大包装（以下「過大包装」という。）の基準の細則を定めるとともに、消費者包装の適正化を図るために必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、宝石、貴金属類及び極めて高価な美術工芸品を除くすべての商品の消費者包装に適用する。

(過大包装の禁止等)

第3条 事業者は、消費者包装について、消費者に内容を誇張し、廃棄物の量を増大させる等過大包装をしてはならない。

2 事業者は、前項に規定するもののほか、消費者を欺まんし、消費者の適正な商品選択を妨げるような消費者包装をしないように努めなければならない。

(過大包装の空間容積に関する基準)

第4条 神戸市民のくらしをまもる条例施行規則（平成17年6月規則第18号。以下「規則」という。）第17条第1号に規定する内容品以外の空間容積が必要以上に大きなものとは、包装容積から内容品体積を控除した空間容積（内容品の保護等のために個々の内容品の周囲又はその間にしきり又は緩衝材を必要とする消費者包装については、当該空間容積から必要空間（内容品保護等のために必要とする最小限の空間をいう。以下同じ。）の容積を控除した空間容積）の包装容積に対する割合が20パーセントを超える消費者包装をいう。

2 前項のしきり又は緩衝材を必要とする消費者包装とは、次の各号の一に該当する消費者包装をいう。

(1) 内容品が壊れやすい商品の消費者包装

(2) 内容品がしきり又は緩衝材がない場合には著しく商品価値を損なう商品の消費者包装

3 第1項の包装容積、内容品体積、必要空間の容積及び空間容積の算出方法は、別表のとおりとする。

(過大包装の空間体積に関する基準の適用除外)

第5条 消費者包装に係る商品の特徴的な包装形態、包装技術又は内容品の特性等により、合理的な理由があると認められるときは、前条第1項の規定は、適用しない。

(過大包装の包装経費に関する基準)

第6条 規則第17条第2号に規定する内容品の価格に比べて必要以上に包装経費をかけているものとは、包装経費が販売価格の15パーセントを超える消費者包装をいう。

2 前項の包装経費は、商品の販売価格から内容品のみの販売価格を控除した額とする。ただし、この算出方法により難しいものについては、この限りでない。

(消費者包装の安全性の確保)

第7条 事業者は、条例第28条の規定に基づき、消費者に危害を及ぼすことのないようにするため、消費者包装の安全性を確保しなければならない。

(二次使用を目的とした消費者包装に係る表示等)

第8条 事業者は、消費者包装が二次使用を目的としたもの（内容品の保護、品質の保全等の一時的機能を果たした後に、当該消費者包装の形状、材質等から一定の用途に使用しうることが容易に認められる消費者包装で、本来の機能として販売されている商品と同程度の品質及び性能を有するものをいう。）であるときは、条例第29条の規定に基づき、内容品及び消費者包装についてそれぞれの品名、数量及び価格を表示しなければならない。この場合において、事業者は、内容品のみの販売も併せて行わなければならない。

2 事業者は、前項に規定する場合においては、同項に規定する事項のほか、消費者包装の材質、用途及び使用上の注意も併せて表示するよう努めなければならない。

（商品の詰合せ又は抱合せを目的とした消費者包装に係る表示等）

第9条 事業者は、消費者包装が商品の詰合せ又は抱合せを目的としたものであるときは、条例第17条の規定に基づき、内容品についてそれぞれの品名、数量及び価格を表示しなければならない。この場合において、事業者は、内容品のみの販売も併せて行わなければならない。

2 事業者は、前項に規定する場合において、当該商品が食料品であるときは、同項に規定する事項のほか、詰合せ年月日を表示するよう努めなければならない。

（事業者名等の表示）

第10条 事業者は、条例第19条第1項の規定に基づき、消費者包装に係る商品について責任の所在を明らかにするため、その氏名又は名称その他必要な事項を当該消費者包装に表示しなければならない。

（特例）

第11条 その属する商品群に共通する特徴的な包装形態又は包装技術が過大包装の要因となっている商品の消費者包装で、この要綱に対する特例を必要とするものについては、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

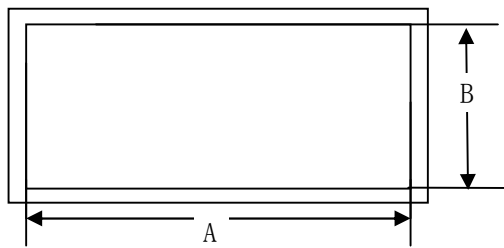
附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

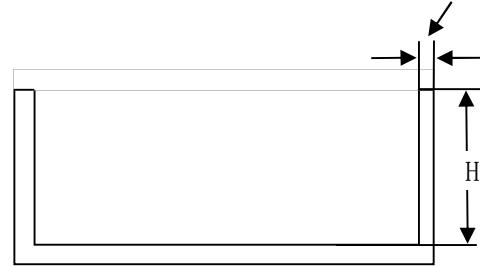
(1) 包装容積の算出方法

包装箱の内箱の内のりを測定して容積を算出する。ただし、包装箱の内箱の高さが詰め合わされた商品の高さよりも低いときは、詰め合わされた最も高い商品の高さを包装箱の内箱の高さとみなして算出する。



(平 面 図)

10ミリメートル以内でなければならない

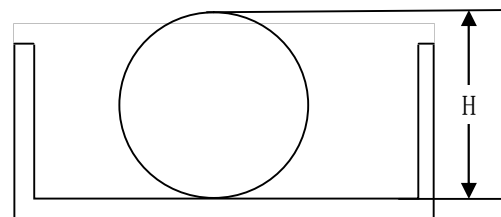


(立 面 図)

(計算式)

包装容積 $V = A \cdot B \cdot H$

内箱の高さが詰め合わされた商品の高さより低い場合



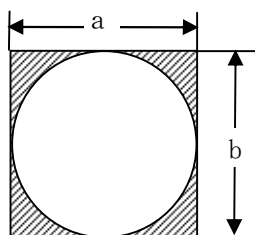
(立 面 図)

(2) 内容品体積の算出方法

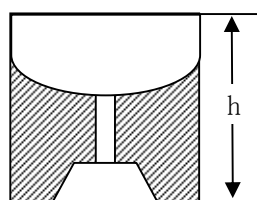
ア 直方体の内容品については、その実質の体積とする。

イ 円錐形、円筒形等の内容品については、その最も大きい部分を基準として、直方体とみなして算出する。

ウ ア及びイにより難い内容品については、その形状、消費者包装の形状等を考慮してその都度算出する。



(平 面 図)



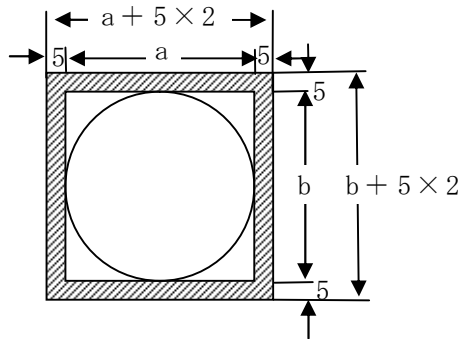
(立 面 図)

(計算式)

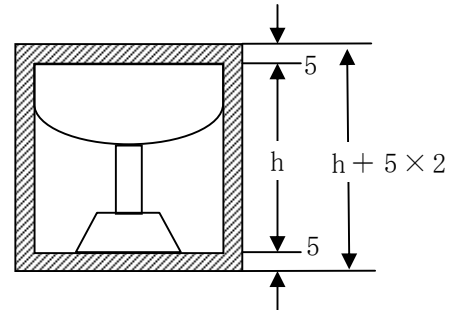
内容品体積 $v = a \cdot b \cdot h$

(3) 必要空間の容積の算出方法

内容品（第2号イ又はウに規定する内容品については、内容品体積を算出するに当たり内容品とみなされる部分）の周囲（縦、横、高さ）5ミリメートルの空間を必要空間とする。



(平面 図)



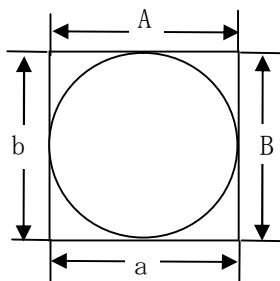
(立面 図)

(計算式)

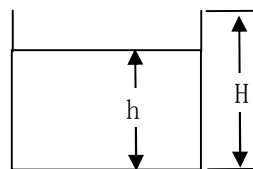
$$\text{必要空間の容積 } V' = (a + 5 \times 2) \cdot (b + 5 \times 2) \cdot (h + 5 \times 2) - a \cdot b \cdot h$$

(4) 空間容積の算出方法

ア 個々の内容品の周囲又はその間にしきり又は緩衝材を必要としない消費者包装の場合



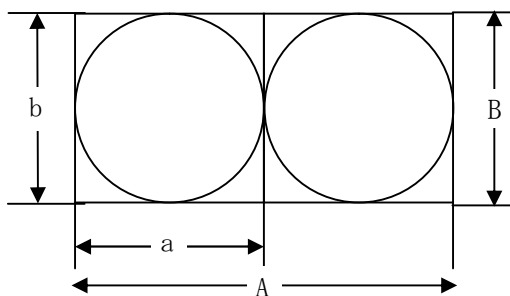
(平面 図)



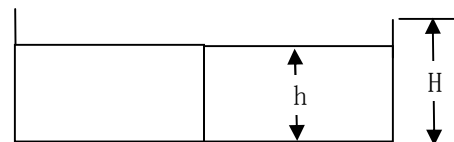
(立面 図)

(計算式)

$$\text{空間容積} = A \cdot B \cdot H - a \cdot b \cdot h$$



(平面 図)

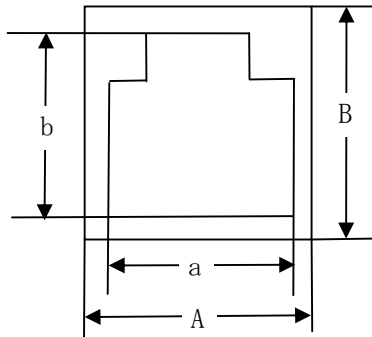


(立面 図)

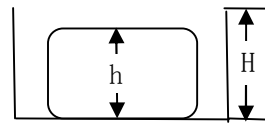
(計算式)

$$\text{空間容積} = A \cdot B \cdot H - (a \cdot b \cdot h + a \cdot b \cdot h)$$

イ 内容品の保護等のために個々の内容品の周囲又はその間にしきり又は緩衝材を必要とする
消費者包装の場合



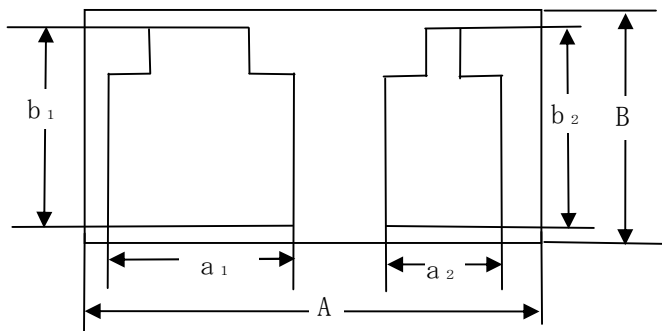
(平 面 図)



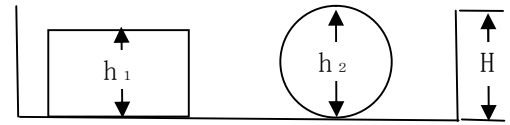
(立 面 図)

(計算式)

$$\text{空間容積} = A \cdot B \cdot H - (a + 5 \times 2) \cdot (b + 5 \times 2) \cdot (h + 5 \times 2)$$



(平 面 図)



(立 面 図)

(計算式)

$$\text{空間容積} = A \cdot B \cdot H - \{ (a_1 + 5 \times 2) \cdot (b_1 + 5 \times 2) \cdot (h_1 + 5 \times 2) + (a_2 + 5 \times 2) \cdot (b_2 + 5 \times 2) \cdot (h_2 + 5 \times 2) \}$$